

四 半 期 報 告 書

(第58期第3四半期)

コンドーテック株式会社

E 0 2 8 0 4

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

コンドーテック株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【四半期財務諸表】	17
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第58期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
【会社名】	コンドーテック株式会社
【英訳名】	KONDOTEC INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅 原 昭
【本店の所在の場所】	大阪市西区境川二丁目2番90号
【電話番号】	大阪 06(6582)8441 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 安 藤 朋 也
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区境川二丁目2番90号
【電話番号】	大阪 06(6582)8441 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 安 藤 朋 也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第57期 第3四半期 累計期間	第58期 第3四半期 累計期間	第57期 第3四半期 会計期間	第58期 第3四半期 会計期間	第57期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	25,990,188	20,699,907	9,076,197	7,272,736	33,258,352
経常利益 (千円)	1,777,300	780,230	548,555	352,053	1,912,346
四半期(当期)純利益 (千円)	1,017,599	536,936	316,385	195,039	1,095,633
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	—	2,328,100	2,328,100	2,328,100
発行済株式総数 (株)	—	—	13,528,500	13,528,500	13,528,500
純資産額 (千円)	—	—	13,912,121	13,812,636	13,991,474
総資産額 (千円)	—	—	24,789,890	22,863,104	24,667,671
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,073.34	1,065.68	1,079.46
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	80.03	41.43	24.41	15.05	85.75
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	13.00	13.00	—	—	26.00
自己資本比率 (%)	—	—	56.1	60.4	56.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	226,919	218,233	—	—	2,196,472
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△311,082	△1,123,675	—	—	△391,217
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△115,823	△336,844	—	—	△115,594
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	2,008,339	2,656,993	3,898,770
従業員数 (名)	—	—	584	568	577

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資損益については、当社は関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	568 (62)
---------	----------

(注) 従業員数は、就業人員であります。()内は臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員を外数で表示しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第３四半期会計期間における生産実績の品目別内訳は、次のとおりであります。

品目別	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
金物類	800,896	77.7
チェーン	176,441	136.4
ワイヤロープ	45,279	117.5
建設資材	345,167	77.2
鋳螺	203,440	65.8
その他	—	—
合計	1,571,225	80.2

(注) １ 金額は当社販売価格であります。

２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３ 当第１四半期会計期間より、製品の品目区分を変更しております。また、前年同四半期比較につきましては、前第３四半期会計期間を変更後の区分に組み替えて行っております。

(2) 商品仕入実績

当第３四半期会計期間における商品仕入実績の品目別内訳は、次のとおりであります。

品目別	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
金物類	478,609	82.4
チェーン	104,499	76.3
ワイヤロープ	292,552	72.9
建設資材	2,605,977	85.4
鋳螺	693,744	71.8
その他	271,752	89.6
合計	4,447,136	81.7

(注) １ 金額は当社仕入価格であります。

２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３ 当第１四半期会計期間より、商品の品目区分を変更しております。また、前年同四半期比較につきましては、前第３四半期会計期間を変更後の区分に組み替えて行っております。

(3) 受注実績

当社は受注見込による生産方式をとっております。

(4) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績の品目別内訳は、次のとおりであります。

品目別	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
製品		
金物類	798,098	75.5
チェーン	175,990	110.5
ワイヤロープ	49,328	88.8
建設資材	326,184	64.1
鋳螺	213,127	69.7
その他	—	—
小計	1,562,728	74.7
商品		
金物類	669,056	80.1
チェーン	143,216	79.2
ワイヤロープ	454,667	84.1
建設資材	3,243,264	86.7
鋳螺	878,288	67.4
その他	321,513	83.4
小計	5,710,007	81.7
合計	7,272,736	80.1

- (注) 1 総販売実績に対し、100分の10以上に該当する主要な販売先はありませんので記載を省略しております。
2 総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満であるため、輸出高の割合等の記載を省略しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4 当第1四半期会計期間より、製商品の品目区分を変更しております。また、前年同四半期比較につきましては、前第3四半期会計期間を変更後の区分に組み替えて行っております。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策や新興国経済の回復に牽引され、輸出や生産が増加していることなど一部に景気持ち直しの兆しが見えるものの、その勢いは力強さに欠け、設備投資の抑制や雇用情勢の悪化、円高やデフレ局面の進行から、景気回復の実感がつかめないまま推移しております。

当社関連業界におきましては、設備投資の抑制により工場などの建築物の着工は低迷し、同業他社との販売競争に一層拍車がかかるなど、当社を取り巻く環境は厳しい状況で推移しております。

このような状況のもとで、当社は製品の拡販、新規開拓や休眠客の掘り起こし、販売先におけるインスタシアアの拡大など諸施策を講じてまいりました。当第1四半期会計期間におきましては、前第4四半期会計期間と比較して、販売数量と販売価格はともに減少しておりましたが、当第2四半期会計期間以降は前述の諸施策が奏効し、販売数量は増加に転じております。その結果、当第3四半期会計期間の売上高は製品が1,562百万円(前年同期比25.3%減)、商品が5,710百万円(同18.3%減)となり、売上高合計は7,272百万円(同19.9%減)となりました。

利益につきましては、競争激化による販売価格の下げ圧力は依然として厳しく、当第3四半期累計期間の売上総利益率は22.2%となりましたが、鋼材などの原材料や仕入商品の価格引下げに努め、第3四半期会計期間は第2四半期会計期間の22.1%から1.0ポイント上昇し23.1%となりました。販売費及び一般管理費におきましては、役員報酬の減額をはじめ販売管理費の削減を全社的に取り組みました結果、1,330百万円(同5.6%減)となりました。その結果、営業利益は351百万円(同35.4%減)、経常利益は352百万円(同35.8%減)、四半期純利益は195百万円(同38.4%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ1,804百万円減少し、22,863百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ1,155百万円減少し、14,078百万円となりました。主な要因は、信託受益権が1,057百万円増加したものの、現金及び預金が1,241百万円、売上債権が501百万円、たな卸資産が302百万円それぞれ減少したことなどによるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べ649百万円減少し、8,784百万円となりました。主な要因は、有形固定資産が154百万円、投資有価証券の時価評価替えなどにより投資その他の資産が618百万円それぞれ減少したことなどによるものです。

負債は、前事業年度末に比べ1,625百万円減少し、9,050百万円となりました。主な要因は、仕入債務が323百万円、未払金が606百万円、未払法人税等が259百万円、賞与引当金が304百万円それぞれ減少したことなどによるものです。

純資産は、前事業年度末に比べ178百万円減少し、13,812百万円となりました。主な要因は、その他有価証券評価差額金が382百万円減少したことなどによるものです。

自己資本比率は負債の減少率が総資産の減少率よりも大きかったため、前事業年度末から3.7ポイント上昇し60.4%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物の四半期末残高は2,656百万円となりました。前事業年度末に比べ、1,241百万円減少となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

売上債権の増加、賞与引当金の減少及びたな卸資産の増加などの減少要因があったことにより、149百万円の支出（前年同四半期63百万円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

ソフトウェアの取得及び信託受益権の取得による支出があり、752百万円の支出（前年同四半期46百万円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

配当金の支払による支払により168百万円の支出（前年同四半期168百万円の支出）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

a. 当社の企業価値の源泉について

当社は昭和22年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。昭和32年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第1号店を出店して以来、現在、日本全国に43ヵ所の販売拠点と4ヵ所の工場で土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針でお客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

(a) お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点。

(b) お客様のニーズにお応えするため開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力。

足場吊りチェーンでは昭和46年に仮設工業会の第1号認定工場になりました。昭和60年にターンバックルメーカーでは国内初のJ I S表示許可を取得しております。また、平成11年にはブレースメーカーでは国内初のISO9002（平成15年にISO9001：2000へ変更登録）を取得して、高い生産技術で高品質な製品を供給しております。

- (c) お客様から求められる最も大きなテーマの一つに即納があります。お客様のニーズにすぐに応えられるように、在庫を持った販売拠点を全国43カ所に設置してクイックデリバリー体制をとっております。
- (d) 取扱商材が約4万点と多いことで、お客様からは便利で信頼できる仕入先として高い評価を得ております。

b. 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。そのような背景の中で、当社は、コア・コンピタンスの強化と環境・街路緑化、産業廃棄物処理などの新業種への事業の拡大を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

- (a) 当社はコア・コンピタンスであります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。
- (b) 当社は、環境・街路緑化、産業廃棄物処理など新業種へ事業の拡大を図っております。健康被害で大きな社会問題になっておりますアスベストの除去工事で使用されますマスク、防護服、回収袋や産業廃棄物の収集運搬で使われますコンテナバッグなど環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。

c. コーポレートガバナンスの強化、株主還元等

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させることによってコーポレートガバナンスを強化、充実することが経営の最も重要な課題の一つであると考えております。当社では、監査役3名のうち2名は社外監査役で、1名は法律の専門家であります弁護士、もう1名は会計の専門家であります公認会計士であり、独立性を有した社外監査役2名を含む監査役会により取締役の業務執行の監視を行っております。また、当社は更なる経営の透明性の向上及び監督機能の強化を図るために平成20年6月より社外取締役1名を選任いたしました。更に、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行っております。内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。当社は、平成16年4月より執行役員制度を導入し、執行役員と業務担当取締役とで業務執行の迅速化を図っております。

また、当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係るリスクの洗出し、評価及び内部統制についての文書化を行い、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。このように経営の健全性、透明性、効率性を高めてコーポレートガバナンスの強化、充実を図ってまいります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様へ利益の還元を行う方針であります。平成7年に株式上場してから平成21年3月期までの14年間で業績の向上に応じて年間配当を8回増配いたしました。

また、平成13年以降5年間にわたり当初の発行済株式数の約15%の自己株式を取得し、平成17年11月16日には自己株式を100万株消却いたしました。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（旧会社法施行規則第127条2号ロ）の一つとして、平成20年6月27日開催の第56回定時株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

a. 本プラン導入の目的

当社は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。本プランは、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

b. 本プランの概要

(a) 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式(注1)について、保有者(注2)の株式保有割合(注3)が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式(注4)について、公開買付け(注5)に係る株式の株式所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 必要情報の提供

買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）いたします。

(c) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

(d) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外監査役2名及び社外の有識者1名から構成されます独立委員会を設置しております。独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関して、以下の勧告を行うものとします。

-
- (注) 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。
5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が大規模買付けルールを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付け等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

(i)に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、(d)に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。事前に関し買付者等が当社に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間を経過した後、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(f) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

④本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、策定にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

a. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

b. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものです。

c. 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを第56回定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただいて導入いたしましたが、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

d. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外監査役2名及び社外の有識者1名から構成されます独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

e. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

f. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、第56回定時株主総会より取締役の任期を1年としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、第2四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,528,500	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第二部	単元株式数は 100株であります。
計	13,528,500	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	13,528,500	—	2,328,100	—	2,096,170

(5) 【大株主の状況】

1. 当第3四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社から、平成21年12月22日付で大量保有報告書の提出があり、平成21年12月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第3四半期会計期間末現在の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02109 マサチューセッツ州ボストン、デヴォンシャー・ストリート82 (82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA)	933	6.90

2. 野村ホールディングス株式会社及びその関係会社である野村アセットマネジメント株式会社から、平成21年3月19日付で大量保有報告書の変更報告書(No.3)の提出があり、平成21年3月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第3四半期会計期間末現在の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	46	0.34
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	461	3.41

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 567,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,950,500	129,505	—
単元未満株式	普通株式 10,900	—	—
発行済株式総数	13,528,500	—	—
総株主の議決権	—	129,505	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式200株(議決権2個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式15株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) コンドーテック株式会社	大阪市西区境川 二丁目2番90号	567,100	—	567,100	4.19
計	—	567,100	—	567,100	4.19

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	583	616	625	630	643	640	628	608	551
最低(円)	553	572	587	570	593	600	590	536	510

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動は以下のとおりであります。

(1) 役職の異動

役員の氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
宮 晴夫	取締役関東工場長 兼関東工場品質管理課長	取締役関東工場長 兼関東工場業務課長 兼関東工場品質管理課長	平成21年10月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表については、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,656,993	3,898,770
受取手形及び売掛金	※2 8,305,146	8,806,690
商品及び製品	1,479,692	1,736,103
仕掛品	106,125	104,417
原材料及び貯蔵品	298,419	345,780
信託受益権	1,057,949	—
その他	225,532	395,829
貸倒引当金	△51,585	△53,819
流動資産合計	14,078,273	15,233,772
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,957,939	4,951,523
減価償却累計額	△3,019,286	△2,927,146
土地	4,799,900	4,799,450
建設仮勘定	37,080	—
その他	5,530,041	5,539,689
減価償却累計額	△4,726,989	△4,630,480
有形固定資産合計	7,578,685	7,733,036
無形固定資産	208,103	84,453
投資その他の資産		
その他	1,102,972	1,709,123
貸倒引当金	△104,929	△92,714
投資その他の資産合計	998,042	1,616,408
固定資産合計	8,784,831	9,433,898
資産合計	22,863,104	24,667,671
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,780,535	4,104,181
未払金	2,982,860	3,589,351
未払法人税等	129,021	388,751
賞与引当金	200,216	504,419
その他	531,777	509,999
流動負債合計	7,624,411	9,096,703
固定負債		
退職給付引当金	1,125,538	1,004,183
その他	300,519	575,309
固定負債合計	1,426,057	1,579,492
負債合計	9,050,468	10,676,196

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,328,100	2,328,100
資本剰余金	2,096,170	2,096,170
利益剰余金	11,004,463	10,804,522
自己株式	△498,416	△498,386
株主資本合計	14,930,316	14,730,406
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	446,240	828,383
繰延ヘッジ損益	5,538	2,143
土地再評価差額金	△1,569,458	△1,569,458
評価・換算差額等合計	△1,117,679	△738,932
純資産合計	13,812,636	13,991,474
負債純資産合計	22,863,104	24,667,671

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	25,990,188	20,699,907
売上原価	20,134,678	16,105,725
売上総利益	5,855,509	4,594,182
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	1,230,955	1,241,287
賞与引当金繰入額	158,840	150,573
退職給付費用	96,696	159,141
荷造運搬費	739,349	680,244
貸倒引当金繰入額	91,905	18,347
その他	1,761,721	1,571,142
販売費及び一般管理費合計	4,079,468	3,820,735
営業利益	1,776,041	773,446
営業外収益		
受取利息	42	1,575
有価証券利息	—	2,338
受取配当金	1,916	1,466
仕入割引	16,420	10,359
補助金収入	20,000	—
助成金収入	—	13,785
雑収入	11,876	11,846
営業外収益合計	50,255	41,372
営業外費用		
売上割引	35,344	27,195
為替差損	5,712	1,817
雑損失	7,939	5,574
営業外費用合計	48,996	34,588
経常利益	1,777,300	780,230
特別利益		
投資有価証券売却益	524	178,900
固定資産売却益	333	—
特別利益合計	858	178,900
特別損失		
たな卸資産評価損	14,172	—
固定資産処分損	5,818	—
固定資産売却損	—	8,343
固定資産除却損	—	1,376
特別損失合計	19,991	9,720
税引前四半期純利益	1,758,166	949,410
法人税、住民税及び事業税	576,000	301,900
法人税等調整額	164,567	110,573
法人税等合計	740,567	412,473
四半期純利益	1,017,599	536,936

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	9,076,197	7,272,736
売上原価	7,123,110	5,590,885
売上総利益	1,953,086	1,681,851
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	415,685	408,127
賞与引当金繰入額	158,840	150,573
退職給付費用	31,024	52,502
荷造運搬費	259,788	243,030
貸倒引当金繰入額	66,492	16,221
その他	476,609	459,767
販売費及び一般管理費合計	1,408,440	1,330,223
営業利益	544,646	351,628
営業外収益		
受取利息	17	613
有価証券利息	—	2,051
受取配当金	710	584
仕入割引	4,255	3,253
補助金収入	20,000	—
助成金収入	—	3,315
雑収入	5,286	3,106
営業外収益合計	30,270	12,925
営業外費用		
売上割引	13,480	9,643
為替差損	9,589	1,096
雑損失	3,291	1,760
営業外費用合計	26,361	12,500
経常利益	548,555	352,053
特別利益		
固定資産売却益	333	—
特別利益合計	333	—
特別損失		
固定資産処分損	217	—
固定資産売却損	—	8,343
固定資産除却損	—	644
特別損失合計	217	8,988
税引前四半期純利益	548,670	343,065
法人税、住民税及び事業税	139,500	117,800
法人税等調整額	92,784	30,225
法人税等合計	232,284	148,025
四半期純利益	316,385	195,039

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	1,758,166	949,410
減価償却費	320,472	280,146
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	78,895	9,980
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	△304,203
長期未払金の増減額 (△は減少)	△227,495	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	52,542	121,354
受取利息及び受取配当金	△1,958	△5,380
投資有価証券売却損益 (△は益)	△524	△178,900
有形固定資産処分損益 (△は益)	5,485	—
有形固定資産売却損益 (△は益)	—	8,343
有形固定資産除却損	—	1,376
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,153,828	501,544
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△75,141	302,064
仕入債務の増減額 (△は減少)	485,185	△905,894
その他	△119,566	△15,733
小計	1,122,235	764,110
利息及び配当金の受取額	1,958	7,371
法人税等の支払額	△897,274	△553,248
営業活動によるキャッシュ・フロー	226,919	218,233
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△309,702	△113,761
有形固定資産の売却による収入	416	—
無形固定資産の取得による支出	—	△132,097
投資有価証券の売却による収入	1,314	180,000
信託受益権の取得による支出	—	△1,123,103
信託受益権の償還による収入	—	65,154
その他	△3,110	133
投資活動によるキャッシュ・フロー	△311,082	△1,123,675
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△331,716	△336,814
自己株式の取得による支出	△140	△30
自己株式の売却による収入	216,033	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△115,823	△336,844
現金及び現金同等物に係る換算差額	68	508
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△199,918	△1,241,777
現金及び現金同等物の期首残高	2,208,258	3,898,770
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,008,339	※ 2,656,993

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期損益計算書関係) 前第3四半期累計期間において「固定資産処分損」に含めておりました「固定資産売却損」(前第3四半期累計期間22千円)及び「固定資産除却損」(前第3四半期累計期間5,796千円)は、内容をより明瞭に表示するため、当第3四半期累計期間においては区分掲記することにしております。 (四半期キャッシュ・フロー計算書関係) 前第3四半期累計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「賞与引当金の増減額(△は減少)」(前第3四半期累計期間191,459千円)は、重要性が増加したため、当第3四半期累計期間より区分掲記することにしております。 前第3四半期累計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産処分損益(△は益)」に含めておりました「有形固定資産売却損益(△は益)」(前第3四半期累計期間22千円)及び「有形固定資産除却損」(前第3四半期累計期間5,796千円)は、内容をより明瞭に表示するため、当第3四半期累計期間においては区分掲記することにしております。

当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期損益計算書関係) 前第3四半期会計期間において「固定資産処分損」に含めておりました「固定資産除却損」(前第3四半期会計期間217千円)は、内容をより明瞭に表示するため、当第3四半期会計期間においては区分掲記することにしております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
棚卸資産の算定方法 当第3四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1. 社員持株会専用信託の借入金に 対する保証債務の額 142,890千円	社員持株会専用信託の借入金に 対する保証債務の額 178,730千円 (追加情報) 当社は、当社従業員の福利厚生増進策として、財産形成の助成と業績向上へのインセンティブを高め、かつ、コンドーテック社員持株会(以下、「持株会」といいます。)による円滑な当社株式の買付けを可能とするため、受益者適格要件を充足する持株会加入員を受益者として設定した社員持株会専用信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定しております。 当社と持株会信託は、持株会信託が今後5年間にわたり持株会が取得する規模の当社株式を予め取得するために、株式取得資金を金融機関から借入れるに際して、当社が借入れの保証を行い、その対価として保証料を持株会信託から受け入れる契約を締結しております。 持株会信託は信託期間を通じ、当社株式を毎月持株会へ時価で売却し、株式売却代金及び保有する当社株式に係る受取配当金をもって借入金の元利金返済に充当します。 信託終了時において持株会信託内に残余財産がある場合には、受益者に対して分配するものとし、借入金が残った場合には、保証契約に基づき、残債を当社が弁済します。
※2. 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末残高に含まれております。 受取手形 395,737千円	

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 2,008,339千円 現金及び現金同等物 2,008,339千円	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 2,656,993千円 現金及び現金同等物 2,656,993千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	13,528,500

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	567,115

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	168,498	13	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年10月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	168,498	13	平成21年9月30日	平成21年11月27日

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社に関する事項

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1,065.68円	1,079.46円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 80.03円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —	1株当たり四半期純利益金額 41.43円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	1,017,599	536,936
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,017,599	536,936
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	12,715,820	12,961,409

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 24.41円	1株当たり四半期純利益金額 15.05円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	316,385	195,039
普通株式に係る四半期純利益(千円)	316,385	195,039
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	12,961,587	12,961,385

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引残高は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

2 【その他】

第58期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)中間配当については、平成21年10月30日開催の取締役会において、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 168,498千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 13.00円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成21年11月27日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

コンドール株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	木	村	幸	彦	印
----------------	-------	---	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	基	夫	印
----------------	-------	---	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤	井	睦	裕	印
----------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコンドール株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度の第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、コンドール株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

コンドール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木	村	幸	彦	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	基	夫	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	井	睦	裕	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコンドール株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第58期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、コンドール株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

